

宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会 規約

* 令和3年4月28日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会といふ。

(事務所)

第2条 この会の事務所は伊東市宇佐美に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 この会は、国史跡江戸城石垣石丁場跡及び江戸城石丁場遺跡並びに伊豆古道東浦路の保存及び活用に関する事業を行い、これらを日本の貴重な歴史文化遺産として後世に伝えることに寄与することを目的とする。また、必要に応じて、上記以外の文化財に関する保存及び活用に係る事業を行うことを目的とする。

* また以降を令和元年11月10から暫定的に改正し、同部分を令和2年度総会(令和2年6月30日)で改正した。

第3章 会員

(入会)

第4条 本会に入会しようとする者は、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、理事会にはかつて前項の入会申込者の入会を認めないことができる。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 督促したにも関わらず、会費を継続して2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第9条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。)5名以上
- (4) 事務局長 1人
- (5) 財務担当 1人
- (6) 会計監査 1人

(役員の選任等)

第10条 理事及び会計監査は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、事務局長、財務担当は、理事の互選により定める。

(役員の職務)

第11条 理事長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき及び緊急の場合はその職務を代理し、理事長が欠けたときは、新たに理事長が互選されるまでの間その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務の執行を決定する。

4 事務局長は、事務局を掌理する。

5 財務担当は、会計を調整し財産を管理する。

6 会計監査は、次に掲げる職務を行う。

(1) この会の会計及び財産管理の状況を監査し、監査の状況を総会に報告すること。

(2) 会計及び財産管理について、重大な不適切な処理等を発見した場合は、これを報告するため総会の招集を請求すること。

(3) この会の会計及び財産管理の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 役員は、本人の申し出により、理事会に報告された後役員を辞任できる。
- 4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の欠員補充)

第12条 第9条に規定する理事の定数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

第5章 総会

(総会の種別)

第14条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の権能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 理事及び会計監査の選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が招集の請求があつたとき。
- (2) 会計監査から招集の請求があつたとき。
- 3 総会の開催が困難な場合は、書面をもって総会にかえることができる。

*コロナ禍で総会の開催が困難な状況を経験したことから、令和3年度総会で改正(追加)した。

(総会の招集)

第17条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、理事長が行う。これによりがたい場合は、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 委任状の提出がある場合は、これを出席者に数えるものとする。

(総会の議決)

第20条 総会における議決事項はあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第21条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として、委任状をもって表決を委任することができる。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第24条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第25条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 会計監査から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が不在の場合は、理事総数3分の2以上の同意を得て副理事長が理事会を招集で

きる。

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が不在の場合は副理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第26条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第27条 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

2 理事長は理事でない会員あるいはその他の者を理事会に出席させて意見を聞くことができる。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成する。

事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第29条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 この会の事業報告書、収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、会計監査の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

い。

(事業年度)

第31条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第32条 この会の事務を処理するため事務局を置き、事務局は事務局長が掌理する。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第33条 この会則を変更しようとするときは、総会において、議決しなければならない。

(解散)

第34条 この会は、総会の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第35条 この会が解散したときに残存する財産は、総会の議決により処分する。

第9章 雜則

(細則)

第36条 この会則に記載のない事項で会の運営に係る必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 設立総会に出席(委任状を含む)した者は、入会した者と見なす。
- 2 この規約は、平成30年2月4日から適用する。

附則

- 1 この規約は、令和元年11月10日から暫定的に適用する。 *第3条の改正に際して。

附則

- 1 この規約は、令和2年6月30日から適用する。 *第3条の改正に際して。

附則

- 1 この規約は、令和3年4月28日から適用する。 *第16条第3項の改正に際して。